

お知らせ 掲示板

★上士幌町役場 ☎01564-2-2111(代表)
※お問い合わせ先に記載の電話番号は、役場各課の直通番号です。

募集

公営住宅入居者

- 【町営住宅(ふれあい団地・14区)】
入居資格
住宅に困窮していて、所得(月額)が15万8000円を超えず、町が定める基準に該当する者
- 【募集住宅①】
A棟1階・5号【平成15年度建設】
2LDK'S(2人以上世帯または60歳以上の単身高齢者向け)
家賃(収入区分による)
月額2万3400円〜3万4800円
- 【募集住宅②】
B棟2階・29号【平成12年度建設】

- 3LDK(2人以上世帯向け)
家賃(収入区分による)
月額2万6400円〜3万9300円
- 【募集住宅③】
E棟2階・76号【平成8年度建設】
3LDK(2人以上世帯向け)
家賃(収入区分による)
月額2万4600円〜3万6700円
- 【募集住宅④】
G棟1階・90号【平成9年度建設】
2LDK'S(2人以上世帯または60歳以上の単身高齢者向け)
家賃(収入区分による)
月額2万1600円〜3万2200円
- 【特六貸住宅(ふれあい団地・14区・高所得者向け)】
入居資格
住宅に困窮していて、所得(月額)が15万8000円を超え、町が定める基準に該当する者
- 【募集住宅⑤】
B棟2階・31号【平成12年度建設】
2LDK'S(2人以上世帯または60歳以上の単身高齢者向け)
家賃 月額5万2400円
※所得に関わらず一律となります。
- 【募集期間】
いずれの住宅も3月1日(月)〜11日(木)
- 【注意事項(各住宅共通)】
募集戸数を超えて申し込みがあった場合は、住宅の困窮度をもとに選考となります。
- 入居決定後、家賃月額の3か月分の敷金を納入していただきます。

自衛隊帯広地方協力本部ホームページ
<https://www.mod.go.jp/pco/obhiro/>

商工会臨時職員募集

- ◆業務内容 商工会事務
- ◆資格要件 パソコンの操作、普通免許(AT限定可)、町内在住の方、簿記3級以上または雇用後に取得できる方
- ◆給与 月13万円
- ◆雇用条件 商工会臨時職員規程による。社保、労災、雇用保険加入
- ◆勤務時間 8時45分〜17時30分(土日祝祭日除く)
- ※但し、各種イベント時に土日出勤有
- ◆応募方法 履歴書を郵送または持参
- ※お問い合わせは、上士幌町商工会 ☎2-2336

町民法律相談

- 町顧問弁護士による町民向け無料法律相談会を開催します。悩みごとや困りごと、トラブルなど、法的解決が必要な事項について、弁護士が相談に応じます。お気軽にお申し込みください。
- ◆日時 3月22日(月) 10時〜12時
 - ◆場所 山村開発センター第3研修室
 - ◆相談員 弁護士 中島 和典氏
 - ◆申込期限 3月17日(水)まで
 - ◆予約制の先着順で、相談時間は1人30分以内です。
 - ※お申し込みやお問い合わせは、企画財政課情報交流担当 ☎2-4290(まで)

地震からわが家を守る

- 【戸建て木造住宅の無料耐震診断】
北海道では、道民の皆さまの地震に対する不安の解消と住宅の耐震改修等を促進するため、戸建て木造住宅を対象とした無料耐震診断を実施しています。ぜひ、ご利用ください。
- ◆対象住宅
◇2階建て以下で延べ床面積が500㎡以下の戸建て木造住宅。
◇申請者が所有または居住していること。
◇建築年次は問いません。
 - ◆診断方法
◇現地調査は行いません。
◇住宅の図面と申請者からの申し出により診断します。
 - ◆申込および診断の実施
あらかじめ耐震診断申込書を十勝総合振興局建設指導課へ郵送またはFAX送信し、事前に受付を行ってください(役場建設課へ持参していただいても構いません)。
申込書は、北海道建設部住宅局建築指導課のホームページの「戸建て木造住宅の無料耐震診断のご案内」のサイトからダウンロードできます。
耐震診断は、十勝総合振興局建設指導課またはご希望により振興局職員が上士幌町にお伺いして実施します。
耐震診断の際は、住宅の図面(仕上げ表、寸法の記入のある各階平面図)で筋かい等の位置および仕様の分かるもの(の)コピーを持参してください。

- ◇利用できる駐車場は各戸1台分のみです。
- ◇ペットを飼うことはできません。
- ◇入居者決定後の手続き等がありますので、実際の入居可能時期は3月下旬以降になります。
- ※お申し込みやお問い合わせは、建設課公営住宅担当 ☎2-4297(まで)

訪問看護師(非常勤)募集

◆応募資格 看護師、准看護師または保健師として実務経験が3年以上あり、普通自動車免許を所持している方



- ◆勤務地 本別町
- ◆勤務時間 9時〜17時
- ※1日3〜6時間勤務で、勤務時間・曜日などは相談に応じます。
- ◆給与 時給1450円、准看護師は1350円(当事業団規定による)
- ◆休み 土、日、祝日、年末年始
- ◆応募方法 電話連絡の上、履歴書(写真貼付)をご持参ください。
- ◆応募締切日 3月末日
- ※お問い合わせは、一般社団法人北海道総合在宅ケア事業団本別地域訪問看護ステーション(本別町西美里別6-15 ☎0156-2219050)まで

自衛官等募集

募集種目	応募資格	受付期間	試験日
幹部候補生	【一般(第2回は飛行要員除く)】 22歳以上26歳未満の者 【歯科】 20歳以上30歳未満の者 【薬剤科】 20歳以上28歳未満の者 ※令和4年4月1日現在	【第1回】 3月1日(月)〜 4月28日(水) 【第2回】 3月1日(月)〜 6月18日(金)	【1次】一般・歯科・薬剤科:5月8日(土)・9日(日) 飛行要員:5月8日(土)・9日(日)の指定する1日 【2次】6月8日(火)〜14日(月)の指定する1日
一般曹候補生	18歳以上33歳未満の者	3月1日(月)〜 5月11日(火)	【1次】6月26日(土) 【2次】8月2日(月)〜8日(日)の指定する1日
予備自衛官補(一般)	18歳以上34歳未満の者	1月6日(水)〜 4月9日(金)	【1次】5月22日(土) 【2次】6月18日(金)〜7月4日(日)の指定する1日
予備自衛官補(技能)	18歳以上で国家資格免許等を有する者(資格により年齢上限有)		4月17日(土)〜21日(水)の指定する1日

※詳しい内容や不明な点につきましては、次のいずれかにお問い合わせください。
※お申し込みやお問い合わせは、自衛隊帯広募集案内所(帯広市西5条南14丁目13番地 ☎FAX0155-238718/Eメール obhiro.pco.tokachi@ct.gsf.mod.go.jp)まで

水道メーター器検針員を募集します

- ◆募集人数 1名
- ◆応募資格 町内に居住する健康な方
- ◆業務内容 水道メーター器の検針500件程度。毎月25日〜28日までの3〜4日間に検針して頂きます。1年間の契約ですが、以降継続できる方は優先いたします。
- ◆契約期間 令和3年4月〜令和4年3月まで
※以降は再契約となります。
- ◆委託料 (月額) 契約件数×1件あたり80円
- ◆業務場所 上士幌市街地
- ◆保険 普通傷害保険、賠償責任保険など書類選考
- ◆選考方法 3月12日(金)までに、建設課上水道担当へ履歴書を提出してください。
- ◆募集期間

※応募・お問い合わせは、建設課上水道担当 ☎2-4297(まで)

就学援助について

- 耐震診断の結果は、後日お知らせします。
- ※お問い合わせは、十勝総合振興局建設指導課 ☎0155-278601(まで)
- ## お知らせ・啓発
- ### 設立40周年記念 老人写真サークル柏の会写真展
- 柏の会では、令和2年に設立40周年を記念して行われた写真コンテストの展覧写真を、次の日程で展示します。
- ◆日程 3月1日(月)〜17日(水)
 - ◆場所 生涯学習センター1階 プロムナード
 - ※お問い合わせは、生涯学習課生涯学習・社会教育担当 ☎2-3024(まで)
- ### 就学援助について
- 町では、経済的理由で小中学生の就学に困難をきたしている方に、学用品費、給食費、修学旅行費などの就学援助を行っています。令和3年度の申し込みを受け付けておりますので、希望される方はお早めにお申し込みください。
- なお、就学援助受給者の決定は、保護者の申し込みにより、教育委員会が認定基準を満たしているか調査等を行い、6月中旬の課税台帳整備後に決定・通知されます。
- ◆認定基準
①前年の世帯全員の総収入が、当該年度の生活保護法に基づく基準の1.3倍を基礎とした算定額を超えない者。
②右記①に該当し、かつ「上士幌町就学

援助認定要領」の給与対象者に該当する者(児童扶養手当受給者、町民税非課税または減免者など)。

算による受給となる場合があります。*お申し込みやお問い合わせは、教育委員会教育推進課総務・学校教育担当(☎2・3014)まで

- ◆提出書類
- ◆令和3年度就学援助費受給申込書
- ◆個人情報確認同意書
- ◆給食費委任状

◆申込先 教育委員会教育推進課 総務・学校教育担当
 ◆申込期限 3月31日(水)
 ◇申込期限を過ぎても受け付けます
 が、4月を過ぎると申込日から日割計

マイナンバーカードの交付申請書の再交付について

マイナンバーカードを申請していない方に、国の機関である地方公共団体情報システム機構から、カード申請するために必要な交付申請書が、令和2年12月末から令和3年3月(予定)にかけて、順次送付されています。
 カードの発行を希望する方は、届いた申請書を用いて郵送・スマートフォン・インターネットから申請可能です。

【申請書が再送付される方】

マイナンバーカードの未取得者のうち交付申請を行っていない方で、次の項目に該当しない方が対象となります。
 ①75歳以上の方
 ※後期高齢者医療広域連合において、別途、被保険者証の更新時等にマイナンバーカード取得に係る申請書類等が送付されます。
 ②乳児・国外転入者等、令和2年中に出生・転入等により、QRコード付き申請書が添付された個人番号通知書または通知カードの送付を受けた方
 ③出入国管理および難民認定法に規定する中长期在留者の方
 ※マイナンバーカードの申請方法は
 こちから
<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushise/>
 ※マイナンバーについてのお問い合わせは、(☎0120-95-0178)まで
 ※盗難等によるマイナンバーカード一時利用停止については24時間365日受付



学童保育所 パート職員募集

- ◆公募職種 学童保育業務担当(パート職員)
- ◆公募人数 若干名
- ◆雇用期間 採用後～令和4年3月31日
- ◆仕事内容 支援員補助 ほか
- ◆勤務時間 ①平日9:15～18:40の間で指定する時間
 ②土曜および学校の休業日(長期休暇など)
 8:00～18:40の間で指定する時間
 ※勤務はシフト制となっておりますので、ご相談ください。
 ※勤務曜日についてもご相談に応じます。
- ◆休日 毎週日曜・祝日・学童保育所の指定する日
- ◆休暇 労働基準法による
- ◆応募資格 町内に居住する方
- ◆待遇 時給955円
- ◆面接試験 応募者に後日通知します
- ◆提出書類 履歴書
- ◆締切日 3月17日(水)17:00まで
- ◆提出先 上士幌町教育委員会 生涯学習課
 生涯学習・社会教育担当(☎2-3024)

犬の飼い主の皆さんへ

◆犬の登録はお済みですか?
 犬の飼い主は、犬を飼い始めた日(生後90日以内の犬は、生後90日を経過した日)から30日以内に、市町村に犬の登録を申請しなければなりません(更新の必要はありません)。



◆狂犬病予防注射を受けましょう!
 狂犬病予防法により、犬の飼い主には生後91日以上の犬に狂犬病の予防注射を毎年1回、原則として4月から6月の間に受けさせることが義務づけられています。
 狂犬病は感染し、発症するとほぼ100%死亡する恐ろしい病気です。狂犬病を防ぐために犬の登録制度があり、予防注射が義務づけられています。予防注射を受けていない場合は、必ずお近くの動物病院で受けさせるようにしてください。
 ※お問い合わせは、町民課生活環境担当(☎2・4204)まで

子ども110番の家に加入しませんか?

「子ども110番の家」は悪質犯罪に巻き込まれそうな子どもたちを一時的に保護し、警察や役場関係部署へ連絡を行い、被害の未然防止や早期解決の手助けを行ってもらう活動です。
 犯罪の抑止効果を高めるために「子ども110番の旗」を設置してもらっても多くの加入者が必要ですので、ぜひご加入の検討をお願いいたします。
 また、町および生活安全推進協議会が費用を負担して保険に加入しますので、負傷などが発生した場合の補償もありません。
 ※お問い合わせは、町民課生活環境担当(☎2・4204)まで

「苦情審査委員」制度

「苦情審査委員」制度とは、道が行った業務や制度の内容を審査するもので、皆さん自身の利害に関する苦情であれば、申し立てができます。
 苦情審査委員が公正で中立的な立場から、道の関係機関に対し必要な調査等を行います。審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。
 もちろん、個人情報の保護にも十分配慮します。
 ◆苦情申立窓口
 道庁の「道政相談センター」または十勝総合振興局の総務課が窓口です。道のホームページからも申立書をダウンロードできます。

子ども発達支援センター 地域開放事業

- 【幼児】
- ◎日程 3月10日(木)
- ◎時間 10:30～11:30(主に子ども園未就園児向け)
 13:15～14:15(主に就園児向け)
- ◎定員 5組程度(事前のお申し込みが必要)
- ◎対象 乳幼児と保護者(保護者の同伴が必要)
- 【小学生以上】
- ◎日程 3月1日(月)、3日(水)、8日(月)、10日(水)、15日(日)、17日(水)、22日(日)
- ◎時間 15:00～17:00
- ◎定員 申込状況に応じて定員を設ける場合があります(先着順)。
- ◎対象 月曜日:小学6年生～高校生
 水曜日:小学5年生以下
- ◎その他 新型コロナウイルス感染症の状況により、変更または中止となる場合があります。

※お申し込みはWebからでもできます。
 ※「発達支援センター」のホームページにおいても、随時お知らせを公開しています。
 発達支援センターのQRコード
 ※お申し込みやお問い合わせは、子ども発達支援センター(☎2-4773)まで



しんくみ はばたき奨学金

令和3年度 奨学生募集

返済不要の給付型奨学金 十勝信用組合



十勝信用組合では、将来、社会において有用な人材を育成するため、ひとり親家庭などの高校生を対象に、修学上必要な学資金などの一部を給付する返済不要の給付型奨学金制度「しんくみ はばたき奨学金」を創設しました。
 この度、令和3年度の奨学生を募集しますので、受給をご希望の方は募集内容をご確認のうえ、お申込みください。

- ◆受給資格 十勝管内の高等学校に在学の母子家庭・父子家庭の高校生で、保護者が当組合の営業地区(帯広市・音更町・幕別町・芽室町・上士幌町)内に住所を有する方。また、保護者(主たる家計支持者1人)の収入が、給与所得者は270万円以下、それ以外の方は135万円以下の方。
- ◆募集人員 10名 ※応募多数の場合は抽選により決定
- ◆募集期間 4月1日(木)～30日(金) ※当組合の営業日のみ
- ◆給付額・給付期間 月額:8,000円 期間:1年間
- ◆応募方法 応募の方法や必要書類については、営業窓口にお問い合わせいただくか、十勝信用組合ホームページ(<https://tokachishinkumi.com/>)でご確認ください。

※お申し込みやお問い合わせは、十勝信用組合上士幌支店(☎2-3111)、または十勝信用組合総務部(☎0155-23-1375)まで

・241・8181 / メール kuyou.koueki@pref.hokkaido.jp) または十勝総合振興局総務課まで



学生納付特例制度のご案内

学生納付特例制度は、学生の国民年金保険料の納付を猶予(先送り)することができる制度です。将来のため、万が一の備えのために、本制度をご活用ください。

■対象者

大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校などに在学する学生で前年所得が118万円(収入で約190万円)以下の方

※審査対象は申請者本人の所得のみ。扶養親族等の条件により、所得基準は変わります。

■申請手続き時期と方法

・前年度学生納付特例制度の承認を受け、引き続き同じ学校に在学する方

→3月下旬ころ、日本年金機構から学生納付特例申請書が送付されます。

・初めて申請する方、在学する学校に変更のある方
→令和3年度分は4月から随時受付できます。役場町民課または帯広年金事務所で行ってください。

■窓口での手続きに必要なもの

・年金手帳 ・学生証または在学証明書 ・印鑑
・代理申請をする場合は代理人の免許証等の本人確認書類

■その他

・学生納付特例適用期間中、保険料は未納にはなりません。将来の年金額には反映されません。卒業後等の追納(後払い)で、過去10年以内の保険料を支払うことができ、将来の年金額を増やすことができます。

■お問い合わせ先

帯広年金事務所国民年金課 ☎0155-25-8113
役場町民課総合窓口・戸籍年金担当 ☎2-4294

♣ 住宅防火について

住宅火災によって毎年約1,000人の方が亡くなっています。その半数が「逃げ遅れ」によって亡くなっており、死者の約7割を65歳以上の高齢者が占めています。住宅火災の発生や逃げ遅れを防ぐために次の事項に注意しましょう。

- ①寝たばこは絶対にしない。
- ②ストーブ付近には燃えやすいものを置かず、給油時には火を消して行う。
- ③調理中はコンロのそばから離れない。
- ④逃げ遅れを防ぐために住宅用火災警報器を設置する。
- ⑤寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために防炎品を使用する。
- ⑥火災を小さいうちに消すため、住宅用消火器等を設置する。



新型コロナウイルス感染症流行時の避難訓練について

防火管理者の方は、消防訓練を延期するかどうかについて、各事業所で判断してください。

防火管理者が選任されている施設は避難訓練が義務付けられています。実施する際は消防署に通知して下さい。なお、避難訓練を行う場合は、感染拡大防止対策を徹底して実施してください。

※お問い合わせは、予防係(☎2-2519)まで



火の用心

【本年の出動状況】 1月31日現在の出動件数

- ◆火災出動 0件(うち1月 0件)
- ◆救急出動 26件(うち1月26件)

※お問い合わせは、上士幌消防署予防係(☎2-2519)まで

【許可等に係る申請手数料】

申請の種類	手数料
一般廃棄物処理業許可申請手数料	1件 20,000円
浄化槽清掃業許可申請手数料	1件 20,000円
一般廃棄物処理業許可更新申請手数料	1件 20,000円
浄化槽清掃業許可更新申請手数料	1件 20,000円
一般廃棄物処理業許可証再交付申請手数料	1件 5,000円
浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料	1件 5,000円

※お問い合わせは、町民課生活環境担当(☎2-4294)まで

「一般廃棄物処理業許可申請」
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および「浄化槽法」の規定に基づき、一般廃棄物処理業の許可もしくは更新を受けようとする者および浄化槽清掃業の許可もしくは更新を受けようとする者、これらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとする者は、当該業を行うおととする区域を管轄する市町村長へ申請し、許可を受けなければなりません。
◇許可証の有効期間は、2年です。

申請期限間近!

【事業者向け】新型コロナウイルス感染症防止対策備品等導入支援事業

新型コロナウイルスの感染の防止を図りつつ、経済活動を行う事業者の取り組みを支援するために、必要な備品等の導入経費の一部を補助します。

◆対象者

- ①町内に独立した事業所を有する法人または町内に住所を有する個人
- ②商工業者および上士幌町商工会員

◆補助金の額

補助対象経費(税抜)の2分の1以内とし、450千円を限度とする。

◆対象経費

令和2年4月1日～令和3年3月15日に購入のもの。ただし、令和2年8月1日～令和3年3月15日に導入する備品・設備は町内業者の利用(町内で購入できないものおよび消耗品は除く)に限ります。
※補助対象経費の具体例は飛沫感染防止対策のためのアクリル板、加湿機能付きの家電、HEPAフィルター付空気清浄機、マスク、消毒液などです。

◆申請方法

申請書に必要事項を記載のうえ、商工観光課へ提出してください。なお、申請書は商工観光課窓口および商工会窓口、ホームページにて配布しています。

◆申請期限

令和3年3月15日(月)

※お問い合わせは、商工観光課商工担当(☎2-4291)または上士幌町商工会(☎2-2339)まで

広報かみしほろをネットやスマホアプリで見ることができます!

まちを好きになるアプリ

上士幌町公式ホームページ

マチイロ

ダウンロードはこちらから

App Store からダウンロード

Google Play で導入しよう